

限度額適用認定証を申請する方へ

1 限度額適用認定証とは

- 限度額適用認定証とは、医療機関等の窓口へ提示することで高額療養費の支払いが免除される制度です。
- 制度を利用する場合は、事前の手続きが必要です。

2 発行までにかかる期間

- 申請書が共済組合へ到着後、3営業日ほどで希望送付先へ発送しております。

3 注意点

- すでに医療機関等の窓口で支払済みの場合は、共済組合より自動的に高額療養費を支給しますので認定証の申請は不要です(共済組合は高額療養費の申請も不要です)。
- 食事代や保険適用とならない費用(差額ベッド代など)は、別途お支払いが必要です。
- 限度額適用認定証の記載内容や再交付、返納については、組合員証の取り扱いと同様です。

限度額適用認定証 申請の流れ

